

さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則等の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和7年12月26日

さいたま市教育委員会教育長

竹居秀子

さいたま市教育委員会規則第20号

さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則等の一部を改正する規則

(さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第1条 さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（義務教育等教員特別手当の月額）</p> <p>第3条 次条第2号で定める校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された教育職員（以下「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）にあってはその額にさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下この項において「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教育職員を含む。）にあってはその額に勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とする。</p>	<p>（義務教育等教員特別手当の月額）</p> <p>第3条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された教育職員（以下「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）にあってはその額にさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号。以下この条において「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下この条において「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教育職員を含む。）にあってはその額に勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とする。</p>

(1)～(3) [略]

2 次条第1号で定める校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定による額に、同項各号に対応する別表の備考に掲げる額を加えた額とする。

(校務類型)

第3条の2 義務教育等教員特別手当は、次の各号の校務の種類に応じて支給する。

- (1) 学級（小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）
を担任する業務
- (2) 前号に掲げるもの以外の校務

(別表備考に掲げる額の支給)

第4条 前条第1号で定める校務を分掌する教育職員の第3条第1項各号に対応する別表の備考に掲げる額の支給は、教育職員が当該校務を分掌するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、当該教育職員が当該校務を分掌しないに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

第5条 第3条の2第1号で定める校務を分掌する教育職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、第3条第1項各号に対応する別表の備考に掲げる額については支給しない。

(支給方法等)

第6条 [略]

(その他)

第7条 [略]

附 則

1・2 [略]

（条例附則第24項の規定の適用を受ける教育職員の義務教育等教員特別手当）

3 条例附則第24項の規定の適用を受ける教育職員に対する第3条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号中「別表第1に掲げる額」とあるのは「別表第1に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同項第2号及び第3号中「

(1)～(3) [略]

(支給方法等)

第4条 [略]

(その他)

第5条 [略]

附 則

1・2 [略]

（条例附則第24項の規定の適用を受ける教育職員の義務教育等教員特別手当）

3 条例附則第24項の規定の適用を受ける教育職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条第1号中「別表第1に掲げる額」とあるのは「別表第1に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同条第2号及び第3号中「別表

別表第2に掲げる額」とあるのは「別表第2に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

第2に掲げる額」とあるのは「別表第2に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分 号給	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員	1から4まで	1,300	1,400	2,400	2,900	4,700
	5から8まで	1,300	1,600	2,600	3,100	4,800
	9から12まで	1,400	1,700	2,600	3,100	4,900
	13から16まで	1,500	1,700	2,800	3,400	5,000
	17から20まで	1,600	1,800	3,000	3,500	5,100
	21から24まで	1,700	1,900	3,200	3,600	5,200
	25から28まで	1,800	2,000	3,300	3,800	5,300
	29から32まで	1,900	2,100	3,400	3,800	5,400
	33から36まで	1,900	2,200	3,500	4,000	5,500
	37から40まで	2,000	2,300	3,700	4,100	5,600
	41から44まで	2,200	2,400	3,800	4,100	5,600
	45から48まで	2,200	2,600	3,900	4,200	5,600
	49から52まで	2,300	2,700	4,000	4,400	5,600
	53から56まで	2,400	2,800	4,000	4,400	5,600
	57から60まで	2,400	3,000	4,100	4,600	
	61から64まで	2,500	3,200	4,200	4,700	
	65から68まで	2,600	3,300	4,400	4,700	
	69から72まで	2,600	3,400	4,400	4,800	
	73から76まで	2,700	3,500	4,500	4,900	
	77から80まで	2,800	3,700	4,700	5,000	
	81から84まで	2,800	3,800	4,700	5,100	
	85から88まで	2,800	3,800	4,700	5,100	
	89から92まで	2,900	3,900	4,700	5,200	
	93から96まで	3,000	4,000	4,900	5,200	
	97から100まで	3,100	4,100	5,000	5,200	
	101から104まで	3,100	4,200	5,000	5,300	
	105から108まで	3,200	4,300	5,000	5,300	
	109から112まで	3,200	4,400	5,100	5,300	
	113から116まで	3,200	4,400	5,100	5,300	
	117から120まで	3,300	4,500	5,100	5,300	
	121から124まで	3,300	4,600			
	125から128まで	3,300	4,700			
	129から132まで		4,700			
	133から136まで		4,700			
	137から140まで		4,700			
	141から144まで		4,700			
	145から148まで		4,800			
	149から152まで		4,900			
	153から156まで		4,900			
	157から160まで		4,900			
	161		4,900			
定年前再任用短時間勤務教育職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

備考 この表の適用を受ける教育職員のうち、第3条の2第1号で定める校務を分掌する教育職員には、この表の額に3,000円をそれぞれ加算する。

別表第2（第3条関係）

教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分 号給	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員	1から4まで	1,300	1,700	2,400	3,500	4,700
	5から8まで	1,300	1,800	2,600	3,600	4,800
	9から12まで	1,400	1,900	2,600	3,800	4,900
	13から16まで	1,500	2,000	2,800	3,800	5,000
	17から20まで	1,600	2,100	3,000	4,000	5,100
	21から24まで	1,700	2,200	3,200	4,100	5,200
	25から28まで	1,800	2,300	3,300	4,100	5,300
	29から32まで	1,900	2,400	3,400	4,200	5,400
	33から36まで	1,900	2,600	3,500	4,400	5,500
	37から40まで	2,000	2,700	3,700	4,400	5,600
	41から44まで	2,200	2,800	3,800	4,600	5,600
	45から48まで	2,200	3,000	3,900	4,700	5,600
	49から52まで	2,300	3,200	4,000	4,700	5,600
	53から56まで	2,400	3,300	4,000	4,800	5,600
	57から60まで	2,400	3,400	4,100	4,900	5,600
	61から64まで	2,500	3,500	4,200	5,000	5,600
	65から68まで	2,600	3,700	4,400	5,100	
	69から72まで	2,600	3,800	4,400	5,100	
	73から76まで	2,700	3,800	4,500	5,200	
	77から80まで	2,800	3,900	4,700	5,200	
	81から84まで	2,800	4,000	4,700	5,300	
	85から88まで	2,800	4,100	4,700	5,300	
	89から92まで	2,900	4,200	4,900	5,300	
	93から96まで	3,000	4,300	4,900	5,400	
	97から100まで	3,100	4,400	5,000	5,500	
	101から104まで	3,100	4,400	5,000	5,500	
	105から108まで	3,200	4,500	5,000		
	109から112まで	3,200	4,600	5,100		
	113から116まで	3,200	4,700	5,100		
	117から120まで	3,300	4,700	5,100		
	121から124まで	3,300	4,700			
	125から128まで	3,300	4,700			
	129から132まで	3,400	4,700			
	133から136まで	3,400	4,800			
	137から140まで	3,400	4,900			
	141から144まで	3,500	4,900			
	145から148まで	3,500	4,900			
	149から152まで	3,500	4,900			
	153	3,500				
定年前再任用短時間勤務教育職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

備考 この表の適用を受ける教育職員のうち、第3条の2第1号で定める校務を分掌する教育職員には、

この表の額に3,000円をそれぞれ加算する。

(さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（令和5年さいたま市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>（暫定再任用に関する経過措置）</p> <p>2 暫定再任用短時間勤務教育職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この項において「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員（次項において「暫定再任用教育職員」という。）で、改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。次項において同じ。）に対するさいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則第3条第1項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務教育職員」とあるのは、「暫定再任用短時間勤務教育職員」とする。</p> <p>3 暫定再任用教育職員（暫定再任用短時間勤務教育職員を除く。）に対するさいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則第3条第1項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務教育職員」とあるのは、「暫定再任用教育職員」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>（暫定再任用に関する経過措置）</p> <p>2 暫定再任用短時間勤務教育職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この項において「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員（次項において「暫定再任用教育職員」という。）で、改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。次項において同じ。）は、この規則による改正後のさいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第3条に規定する定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、同条の規定を適用する。</p> <p>3 暫定再任用教育職員（暫定再任用短時間勤務教育職員を除く。）は、改正後の規則第3条に規定する定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、同条（各号列記の部分に限る。）の規定を適用する。</p>

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。